

神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

平成 25 年 6 月 1 日 保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成する神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（以下「本事業」という。）を行うことにより、言語の習得や教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「補聴器購入費」及び「補聴システム購入費」 新たに補聴器もしくは補聴システム等（一式）を購入する経費及び耐用年数経過後に補聴器等を更新する経費
- (2) 「耳あて等交換費」 耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）の交換に要する経費
- (3) 「保護者」 親権を行う者、未成年後見人その他の者で助成対象者を現に監護する者。民法第 4 条の規定にかかわらず、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間は、それまで保護者であった者を引き続き保護者とする。

(助成対象)

第 3 条 本事業の助成対象者は、保護者が神戸市内に住所を有する者であって、次の各号に定める要件を全て満たす者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある者
- (2) 身体障害者手帳の交付対象とならない者のうち、原則として両耳とも聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満である者（ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、片方又は両方の耳の聴力レベルが 30 デシベル未満についても対象となることできる）
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

(助成対象からの除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象者及び保護者の、申請しようとする月の属する年度（4 月から 6 月までの場合にあつては前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条の 4 第 6 項並びに同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が 23 万 5 千円以上の場合
- (2) 保護者が助成対象者の生計を維持できない場合においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める助成対象者の扶養義務者で助成対象者の生計を維持する者の、申請しようとする月の属する年度分の地方税法に規定する市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額が 23 万 5 千円以上の場合

- (3) (1) 及び (2) の所得割の額を算定する場合には、次によること。
- ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- イ 地方税法 318 条に規定する賦課期日において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものと見なして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 助成対象者が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等を受けることができる場合
- (5) この要綱に基づいて、助成の交付決定を受けてから別表 1 及び別表 3 に定める耐用年数を経過していないもの

（助成額等）

第 5 条 この助成金の額及び補聴器等の耐用年数は、次の各号に定めるところとする。ただし、助成を受けようとする補聴器等の額が次の各号に定める額に満たない場合は、当該額を上限額とする。

- (1) 補聴器購入費として別表 1 に定める 1 台あたりの助成額及び耐用年数
 - (2) 補聴システム購入費として別表 2 に定める 1 式あたりの助成額及び耐用年数
 - (3) 耳あて等交換費として別表 3 に定める 1 個あたりの助成額及び耐用年数
- 2 1 回に申請できるのは、別表 1 及び別表 3 に定める項目につき、あわせて 1 項目のみとし、別表 2 の補聴システムについては、別表 1 または別表 3 の項目と重複して申請できる。なお、補聴器、耳あて等は両耳で 2 台（個）まで、補聴システム等（一式）は 1 システムとする。

（申請）

第 6 条 助成を受けようとする助成対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、「神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書」（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 59 条第 1 項に規定する指定医療機関の医師が、助成対象者の聴力検査を実施し、交付した「神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書」（様式第 2 号）
 - (2) 補聴器等の見積書
 - (3) 助成対象者の属する世帯全員の市民税額を確認することができる書類
 - (4) その他、市長が必要と認める書類
- 2 前項第 1 号の「神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書」（様式第 2 号）について、申請内容が別表 3 に定める項目のみである場合は提出を要しない。（ただし初回申請時を除く。）
- 3 前項第 3 号の助成対象者の属する世帯全員の市民税額を確認することができる書類について、申請者の同意に基づき他の方法により確認することができる場合は提出を要しない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、助成することを決定したときは、「神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書」(様式第3号)により、助成しないことを決定したときは、「神戸市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成交付申請却下通知書」(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

2 前項の決定までに要する時間は、市長が申請を受理した日から概ね30日以内とする。ただし、市長は、当該申請に係る要件等の確認について時間を要すること、その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

(支給券の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により、助成交付決定を行ったときは、申請者に対し「神戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給券」(様式第5号。以下「支給券」という。)及び「代理請求及び代理受領委任状」(様式第6号。以下「委任状」という。)を交付しなければならない。

(補聴器等の購入)

第9条 第7条第1項の規定による助成交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)が、助成交付決定に基づき補聴器等を購入するときは、神戸市補装具費支給契約を締結している補聴器販売事業者(以下「契約事業者」という。)において、補聴器等を購入する。補聴器等を受け取ったときは、受領年月日を記載し、併せて署名した支給券を契約事業者に提出するものとする。

2 助成決定者は、前項の規定により補聴器等を受け取る際に、委任状により契約事業者に助成金の代理請求及び代理受領の委任を行うものとする。

(助成決定者の負担額の受領)

第10条 契約事業者は、助成決定者から支給券の提出を受けるとともに、当該補聴器等の購入費から第5条に規定する助成額を控除した額の支払いを受けるものとする。

(領収書の交付)

第11条 契約事業者は、前条の規定により助成決定者から支払いを受けた場合は、支払いを行った助成決定者に対し、領収書を交付しなければならない。

(助成金の交付及び請求)

第12条 市長は、第9条第2項の規定により助成決定者から委任を受けた契約事業者からの請求に基づき補聴器購入費等助成金を交付する。

2 契約事業者は、前項の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 請求書
- (2) 支給券(様式第5号)
- (3) 委任状(様式第6号)
- (4) 保護者負担額の領収書控え(又は写し)

(本事業費の支払い)

第13条 市長は、前条第2項の規定により、契約事業者から請求があったときは、審査のうえ、支払うことが適当であると認めるときは、補聴器購入費等助成金を当該契約事業者に交付するものとする。

(調査)

第14条 市長は、本事業費の交付に関して必要があると認めるときは、契約事業者又はその従業員その他事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(助成交付決定の取消し及び不当利得の徴収)

第15条 市長は、助成対象者、申請者及び契約事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に交付している補聴器購入費等助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成交付決定を受け、助成金の交付を受けたとき

(2) 助成を受けて購入した補聴器等を目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供したとき

(施行の細則)

第16条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表 1

項目	名 称	1台(一式) 当たりの助 成額 (円)	補聴器に含まれるもの	耐用 年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000	① 補聴器本体 (電池を含む) ② 耳あて (イヤモールド: 必要とする場合)	5 年
	耳かけ型			
	耳穴型(レディメイド)			
	骨導式ポケット型	100,000	① 補聴器本体 (電池を含む) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型		① 補聴器本体 (電池を含む) ② 平面レンズ	
	耳穴型(オーダーメイド)		① 補聴器本体 (電池を含む)	

別表 2

項目	名 称	1台(一式) 当たりの助 成額 (円)	補聴器に含まれるもの	耐用 年数
補聴システム購入費	補聴システム(一式)	100,000	① 送信機(充電電池を含む) ② 受信機	5 年

別表 3

項目	名 称	1個当たりの助 成額 (円)	耐用年数
交換費 耳あて等	耳あて (イヤモールド)	6,000	3ヶ月
	耳穴型シェル(オーダーメイド)	18,000	